

## なんじょうデジタルアーカイブ 写真資料公開の考え方

現在南城市が所蔵している写真資料はすべて、市民の財産であり、なおかつ世界の公共財でもあります。これらは、南城市民のみならず、市外の多くの人々によって広く利用されることが望ましいと考え、原則「全点公開」としています。

しかし、なかには肖像権やプライバシー権などからみて公開にふさわしくない写真も含まれています。南城市では、以下のような考え方にもとづき、公開・非公開の判定を行っています。

- 市職員以外の者が著作者の場合、著作者から公開の許可を得ている写真だけを公開する。
- 成人式や学校行事、年中行事など、撮影されることが前提となっているイベントの写真は、積極的に公開する。
- 古くなればなるほどプライバシー性は低下すると考え、南城市誕生以前の写真は、積極的に公開する。とくに、復帰以前の写真については、その歴史的価値や稀少性を鑑み、公開を推進する。
- 勤務中の公務員を写した写真は、原則としてすべて公開する。
- 肖像権は原則として死後消滅すると考えられている。そのため、撮影時期からみて被写体がすでに亡くなっていると判断できる場合には公開する。
- 公開によって、被写体が不快な思いをすることが容易に想像できる写真は、非公開にする。
- 遺体や重傷者の場合、水着など肌の露出が大きい場合、性器や乳房が写っている場合、身体拘束の状況（手錠、腰縄等）が写った写真は非公開とする。
- ①社会的地位、②被写体の活動内容、③撮影場所、④撮影目的、⑤撮影の様態、⑥撮影の必要性などを総合的に考慮して、最終的に公開にふさわしいかどうかを決定する。

なお、現時点で非公開と判断される写真のなかにも、年月が経過によりプライバシー性が低下し、公開が可能になるケースも想定されます。そのため、こうした写真については、一定期間経過後に再度、公開判定を実施します。

また、プライバシーや恥ずかしさの感覚は人により異なるため、市が公開と判定した場合でも、被写体の方が公開を望まないこともあります。被写体の方から公開を止めるよう要望があった場合には、個人の権利を尊重した検討を行い、必要に応じて写真の公開を取り止めます。

ここで示した公開の考え方については、デジタル資料の公開や取扱いに関する国際的な動向にも目を配り、状況に合わせて見直しを行います。

南城市教育委員会文化課  
2022年3月22日